

# 誌 会 発



福井市鍼灸マッサージ師会

2000年

# 福井県鍼灸マッサージ業界の軌跡

明治25年

芦原温泉鍼灸按摩マッサージ師組合発会

大正1年

金津鍼灸按摩マッサージ師組合成立

大正5年

大野鍼灸按摩マッサージ師組合成立

会長 松田与作

大正6年

大飯郡鍼灸按摩マッサージ師組合成立

会長 芝田百三

大正8年

福井県鍼灸按摩マッサージ師期成同盟会結成

福井県下の各組合を結集し、坪内、池田、山崎、橋本、吉沢、田辺、橋の各氏大いに活躍。

昭和2年

丸岡按摩マッサージ師組合成立

○ 昭和3年4月

福井市鍼灸マッサージ師会（昭代会）発会

昭和8年

丸岡鍼灸按摩マッサージ師組合改称

会長 大野豊作

昭和14年3月

福井市鍼灸按摩マッサージ師会（昭代会）を発会

認可を受ける。

昭和15年11月23日

福井県鍼灸按摩マッサージ師期成同盟会を福井県鍼灸按摩マッサージ師組合連合会と改称。

昭和16年8月28日

福井県知事久保田殿より福井県鍼灸マッサージ師組合連合会、認可を受ける。

会長 橋本栄蔵氏

創立以前は、げんこつ会、あぢさい会、福井鍼

灸師会等があって、業界発展に尽くした。

○ 昭和20年7月19日

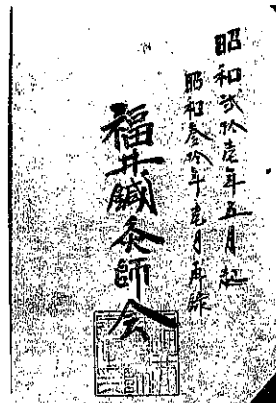
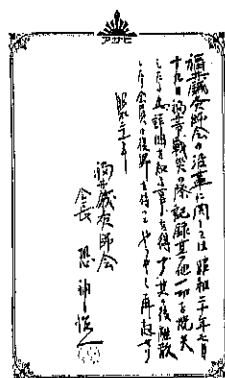
福井市空襲により、福井鍼灸師会の簿冊、印鑑等全ての財産を消失。

昭和21年

配給制度により、特配米及び各種必需品、配給品の支給申請を行う。

昭和21年6月2日

福井鍼灸師会、戦後第1回の総会を開く。  
恐神治一氏会長に就任。（S21～22）



昭和22年3月

生活保護法による保険治療の適用を受ける。

昭和22年7月10日

北陸三県鍼灸マッサージ師ブロック協議会設立。

○ 昭和22年10月

GHQのジョンソン大佐より鍼灸の禁止指令発表。全国に旋風巻き起こす。本会も数回にわたり緊急総会を開き、鍼灸の存続運動の決議をし、幹部を上京させ、全国統一行動に参加させる。

昭和22年10月

進駐軍軍医から鍼灸医学に就いて問いあり、石川日出鶴丸医学博士がこれに答え、その内容を厚生省に報告。

昭和22年10月8日

福井県鍼灸師会創立発会（呉服町朝日屋にて）  
初代会長として、恐神治一氏就任。（S22～3）

○昭和23年1月1日

法 217号施行  
鍼灸師の身分確立。

昭和23年

福井鍼灸師会会長に久保秀雄氏就任。（S23）

昭和23年8月

福井県鍼灸師会事務所（武生市に移転）  
会長 松本氏

昭和23年9月

福井県保健鍼灸マッサージ組合設立  
会長 橋力氏

その後、福井県鍼灸マッサージ師会に合併。

○昭和23年9月

GHQの鍼灸禁指令にともない、上京し大運動  
を行う。その結果、石川博士の論文によりアメ  
リカも認め、かろうじて助かる。但し二か年間  
の再教育を受講する。

昭和23年10月8日

福井大地震及び大水害見舞いのため、参議院議  
員 小林勝馬氏、日鍼会会長 花田伝氏、来福  
する。

昭和24年

福井鍼灸師会会長に橋力氏就任。（S24～27）

昭和25年10月15日

日本鍼灸師会発足

昭和25年10月28日

京都大学教授（医博）笹川久吾先生、県予防課  
長 田中文先生の講演にて二か年の再教育講習  
は終わる。

昭和25年11月30日

日本鍼灸師会結成大会（創立総会）

昭和26年5月10日

社団法人日本鍼灸師会の設立が厚生大臣より認  
可。

昭和26年10月25～26日

第1回日本鍼灸治療学会発足（慶応大学にて）



昭和27年

福井県鍼灸マッサージ師会会長に恐神治一氏就  
任。（S27～28）



（昭和28年頃 石川県にて）

昭和29年

福井県鍼灸マッサージ師会会長に橋力氏就任。  
（S29～30）

昭和31年4月23日

芦原大震災のため県鍼灸師会より見舞いに出向  
く。

昭和31年

○福井鍼灸師会会長に本多義雄氏就任。  
（S31～36）

昭和31年

福井県鍼灸マッサージ師会会長に恐神治一氏就  
任。（S31～32）

昭和32年6月8日

福井県保険鍼灸マッサージ師会設立。  
会長 恐神治一（S32～53）

○昭和32年9月20日

福井市保険鍼灸師会設立を決議。

昭和33年

福井県鍼灸マッサージ師会会長に今川勇氏就任。  
（S33～34）

昭和35年

福井県鍼灸マッサージ師会会長に久保秀雄氏就  
任。（S35～36）

昭和37年

福井県鍼灸マッサージ師会会長に今川勇氏就任。  
（S37～38）

昭和37年

福井鍼灸師会会長に久保秀雄氏就任。  
（S37～38）

昭和38年1月

北陸地方の大豪雪により福井県も大きな被害を  
受ける。

昭和39年1月19日

福井市保険鍼灸M師会、合併発会式を福井保健  
所にて開催。

会長 久保秀雄（S39～58）

昭和39年6月

按摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師及  
び柔道整復師等に関する法律の一部改正される。

昭和40年10月18日

第1回国際鍼灸学会が東京都文化会館にて開催

される。

当時、恐神治一氏は日鍼会の副会長を努めてい  
た。

昭和40年12月19日

福井県にて日本鍼灸治療学会を開催すべく準備  
委員会を発足する。

昭和41年

福井県鍼灸マッサージ師会会長に恐神治一氏就  
任。（S43～44）



昭和41年10月16～17日

第16回日本鍼灸治療学会を福井県にて開催する。  
会頭 恐神治一氏、運営委員長 久保秀雄氏、  
会場は福井県民会館。  
宿泊は三国ファミリーランド松寿閣。  
参加者700余名を集め、盛大裡に終了する。



（安宅の関にて）

昭和42年6月24日

森田町福井市編入のため福井鍼灸師会に入会。

昭和43年

福井鍼灸師会会長に坪内宗次氏就任。

(S43~50)

昭和43年6月15日

福井鍼灸師会総会(鳩ヶ湯にて)



昭和43年10月

福井県鍼灸師会、社団法人にすべく法制化草案作成するも、時期尚早との理由で当分見合わせる。

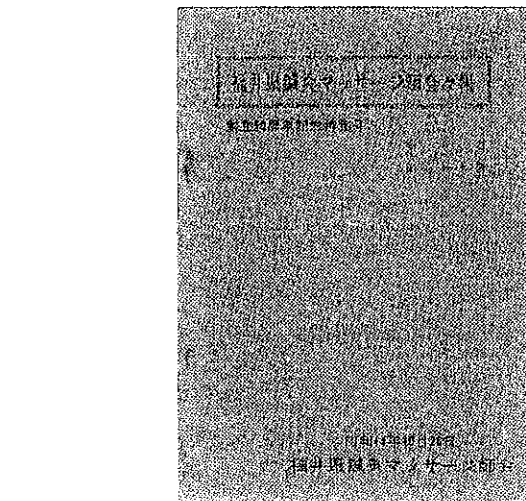
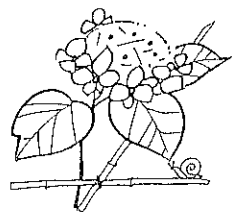
昭和44年6月15日

福井県鍼灸師会、20余年の恐神治一會長に変わり、二代目會長に久保秀雄氏が就任する。

(S44~45)

昭和44年10月26日

福井県鍼灸マッサージ師会50周年記念式典



創立50周年記念特集号

昭和45年

福井県鍼灸マッサージ師会会長に坪内宗次氏就任。(S45~52)

昭和46年

福井県鍼灸師会、久保秀雄氏會長再選されるが、病氣療養のため10月より副會長青山栄一郎副會長がこれを代行する。

昭和47年4月

福井県鍼灸師会四代目會長に、青山栄一郎氏が就任。(S46~47)

昭和48年4月29日

福井県鍼灸師会五代目會長に、坪内宗次氏就任。(S48~60)

昭和49年12月11日

福井県鍼灸師会に青年部結成する。

昭和50年5月17日

(社)日本鍼灸師会25周年記念式典開催。席上恐神治一氏厚生大臣賞受賞。

昭和50年12月7日

日本保険鍼灸マッサージ師連盟の結成(日保連)

昭和51年

福井鍼灸師会会長に境谷將氏就任。(S51~54)

昭和51年11月3日

恐神治一氏、勲六等単光旭日章叙勲される。

県鍼灸師主催で来賓多数の出席を賜り、記念祝賀会を開催する。

昭和51年6月10日

日本鍼灸師会館建設のため、会員諸氏の同意を得、多額の負担金を納入する。

昭和52年7月3日

社団法人福井県鍼灸師会設立準備委員会を設ける。

昭和52年7月17日

社団法人福井県鍼灸師会設立総会を開催。

昭和52年9月25日

福井県保険鍼灸M師会、30周年記念式典を県民会館にて開催する。



昭和52年11月20日

福井市保険鍼灸M師会、結成20周年記念式典を開催。

昭和53年1月10日

社団法人福井県鍼灸師会設立認可

昭和53年2月5日

社団法人福井県鍼灸師会発会式を挙げる。県、市関係、国会議員、県医師会会長等、多数の御来賓の出席賜り盛大に行う(福井 県民会館にて)。



昭和53年4月23日

社団法人福井県鍼灸師会、初代會長に坪内宗次氏、副會長に青山栄一郎氏就任。

広報部新設する。

昭和53年

福井県鍼灸マッサージ師会會長に平野樹吉氏就任。

昭和53年6月25日

(社)全日本鍼灸学会福井地方会発会

初代會長 坪内宗次氏、福井県民会館にて本部長 高木健太郎先生、副會長 谷口健蔵先生を迎えて発会式を開催する。

坪内會長(S53~60)

昭和53年7月15日

(社)福井県鍼灸師会、会報「ひびき」創刊号発行。

昭和54年4月20日

福井県保険鍼灸M師会會長に境谷將氏就任。

(S54~61)



(福鍼・市保合同レクリエーション 三方五湖にて)

昭和54年9月13日

酒井清氏 知事表彰受賞

昭和55年

福井鍼灸師会會長に牧野雅照氏就任。

(S55~58)

昭和55年5月12日

(社)日本鍼灸師会創立30周年記念式典に於いて坪内宗次氏厚生大臣賞受賞。

昭和55年4月

(社)福井県鍼灸師会 普及部新設

昭和56年6月21日

福井県鍼灸師会(昭和22年10月創立)初代会長  
恐神治一氏死去。

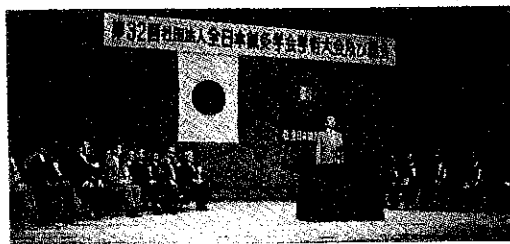
昭和56年11月17日

福井県鍼灸マッサージ師会が社団法人の許可を  
受ける。 会長 平野樹吉

昭和57年6月5～6日

第32回社団法人全日本鍼灸学会学術大会及び総  
会を福井市文化会館にて開催。

学術大会会長 高瀬武平氏、実行委員長 坪内  
宗次氏、事務局長 牧野雅照氏。



昭和57年9月19日

鍼灸業界共同(福井県保険鍼灸M師会、(社)  
福井県鍼灸師会、福井市保険鍼灸M師会等)に  
て福井市大手3-11-3。松田幸ビル内に事務  
所を開設。事務所開きの神事を行う。



昭和58年9～10月

(社)福井県鍼師会、福井新聞協力のもとに、  
10回に渡る鍼灸治療にまつわる話の連載を行う。



(福鍼・市保合同レクレーション 女神湖にて)

昭和59年4月23日

福井市保険鍼灸M師会会長に牧野雅照氏就任。  
(S59～62)

昭和59年4月

福井鍼灸師会会長に恐神稔氏就任。(S59～62)

昭和59年4月

(社)福井県鍼灸師会 組織部新設

昭和59年7月15日

福井県マッサージ師会結成

会長 吉田一男

昭和60年5月13日

(社)日本鍼灸師会35周年記念式典に於いて、  
酒井清氏 厚生大臣表彰受賞。

昭和60年10～11月

(社)県鍼灸師会主催・(社)県鍼灸M師会共  
催にて福井カルチャーセンターで7回に渡り鍼  
灸講座を開催する。

昭和61年4月13日

(社)福井県鍼灸師会会長坪内宗次氏、高齢の  
ため辞任。副会長久保秀雄氏健康上の理由にて  
辞任。新会長に境谷将氏、副会長に牧野雅照氏  
就任。

昭和61年4月

全日本鍼灸学会福井地方会会長に竹内広允氏就  
任。

昭和61年8月23～31日

(社)福井県鍼灸師会、ショッピングセンター  
「ベル」主催の中国展に於いて鍼灸相談と治療  
を行う。

昭和62年4月19日

(社)福井県鍼灸師会総会にて、社団法人創立  
10周年記念式典の開催を決議。実行委員会を設  
置し開催の準備を進める。

昭和62年4月19日

福井県保険鍼灸M師会会長に牧野雅照氏就任。

昭和62年5月3日

全日本鍼灸マッサージ師会、創立40周年記念式  
典開催。

昭和62年8月30日

(社)福井県鍼灸師会創立10周年記念式典を開  
催する(福井パレスホテルにて)。

知事表彰 竹内広允氏、三谷武志氏、山田善平  
氏。



昭和63年4月

福井市保険鍼灸M師会会長に恐神稔氏就任。

昭和63年4月

福井鍼灸師会会長に牧野雅興氏就任。

昭和63年9月11日

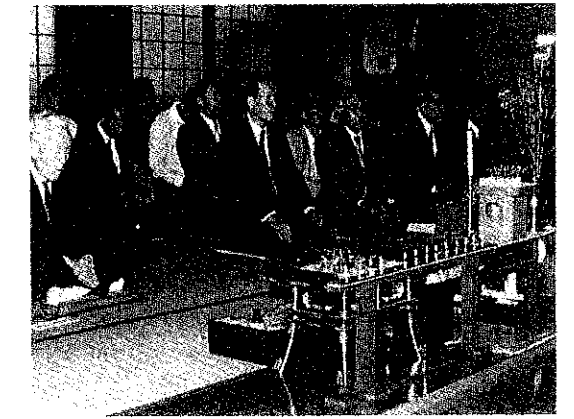
福井市鍼灸マッサージ師会(昭和会)60周年記  
念式典開催。

会長 青木正氏

昭和63年10月16日

第1回 鍼まつり(供養)開催

(社)福井県鍼灸師会が中心になり他の師会も  
参加(福井市西木田 持宝院にて)。



昭和63年10月30日

(社)福井県鍼灸マッサージ師会が中心になり、  
一献腎・献眼運動を行い、登録者カード贈呈式を  
行う。

昭和63年12月7日

身分法制定40周年記念式典に於いて、境谷将氏  
厚生大臣表彰受賞。

平成元年2月7日

県政功労者(保健衛生)県知事表彰受賞、坪内  
宗次氏。

平成元年9月10日

武生鍼灸マッサージ師会が創立50周年記念式典  
を開催。

会長 林権左衛門氏

平成元年10月15日

第2回 鍼まつり開催(持宝院にて)

平成元年11月3日

坪内宗次氏 勲六等单光旭日章叙勲される。

平成元年11月19日

福井鍼灸師会設立50周年記念の集い開催(芦原  
温泉 グランディア芳泉にて)

平成2年4月

福井市保険鍼灸M師会会長に牧野雅興氏就任。

平成2年4月22日

社団法人福井県鍼灸マッサージ師会通常総会にて創立70周年記念大会開催を決議する。

平成2年8月19日

厚生大臣指定講習会実施に伴う県内6団体代表会議開催。

代表 境谷将、副 平野樹吉、財務 酒井俊夫、事務局 吉田隆一氏に決議。

県内6団体と代表者

(社) 福井県鍼灸師会 境谷 将

(社) 福井県鍼灸マッサージ師会

平野樹吉

福井県マッサージ師会 吉田一男

理療科教員連盟 若林一真

全国病院理療協会 坂部登志治

福井県視力障害者福祉協会 横山博一

平成2年9月1日

第9回全日本鍼灸学会中部ブロック学術集會を福井県芦原にて開催。

会長 竹内広允

平成2年9月30日

福井県講習会実施協議会設立

平成2年10月21日

社団法人福井県鍼灸マッサージ師会は、県民会館にて創立70周年記念式典並特別講演会を開催する。

平成4年4月19日

(社) 福井県鍼灸師会会長に酒井俊夫氏就任、事務所を大野市に移転。

平成6年2月7日

県政功労者県知事表彰受賞、平野樹吉氏。

平成6年

福井市社会福祉協議会主催「ふれあい福祉祭」に参加、現在に至る。(福井市保険鍼灸マッサージ師会)

平成6年4月23日

(社) 福井県鍼灸マッサージ師会会長に竹内伯行氏就任。

平成7年

福井市主催「すこやか長寿祭」にボランティア参加、現在に至る。(福井市保険鍼灸マッサージ師会)



平成7年5月

福井市保険鍼灸マッサージ師会内に在宅療養者施術委員会を設立。

平成7年8月12~17日

福井市保険鍼灸マッサージ師会は、福井市と友好都市関係にある杭州市へ医療交流訪中団を派遣。杭州中医学学院と医療交流を行う。

団員21名(団長 吉田隆一)



平成8年4月14日

(社) 福井県鍼灸マッサージ師会会長に牧野雅興氏就任。

平成8年4月

福井市に於いて老人助成制度がスタート(年4回1,000円)現在に至る。

平成8年8月24日

第33回(社)日本鍼灸師会 全国青年部集會を本県で開催(ポートヒル芳泉にて)。

平成9年1月

ロシア船タンカー「ナホトカ」による重油流出事故に対して鍼灸マッサージ治療のボランティアの実施。

県内鍼灸マッサージ師113名参加。



平成9年2月23日

福井県保険鍼灸マッサージ師会創立50周年記念式典を開催(厚生年金会館にて)。



平成9年6月19~26日

福井県・浙江省東洋医学交流事業を実施し記念大会、特別講演、臨床交流、市民健康講座等を開催する。

(社) 福井県鍼灸マッサージ師会・(社) 福井県鍼灸師会・福井県日本中国友好協会共催にて。



平成9年7月13日

(社) 全日本鍼灸マッサージ師会北陸ブロック会議に於いてあはき等法第7条広告制限の緩和運動の提案を行う。

平成9年7月19日

(社) 日本鍼灸師会 北陸ブロック会議、本県で開催(芦原温泉 嵯峨にて)。

平成9年11月20日

身分法制定50周年記念式典に於いて酒井俊夫氏 厚生大臣表彰受賞する(東京ホテル浦島にて)。

平成10年

福井市鍼灸マッサージ師会(昭和会)が「ふれあい園」にて治療ボランティアを始める。現在に至る。

平成10年4月19日

(社) 福井県鍼灸師会会長に牧野雅照氏就任、事務所を福井市に移転。

平成10年9月1日

あはき等法第7条広告制限の緩和が厚生省より告示がされる。

平成10年9月13日

福井市鍼灸マッサージ師会(昭和会)70周年記念式典開催。青木正氏他4名に功労者表彰を贈る(県民会館にて)。

平成10年11月15日

(社) 福井県鍼灸マッサージ師会はドナーカー



ド所持推進運動にあたり、視力障害者の為ドナーカードの改善を(社)全日本鍼灸マッサージ師会に提案、厚生大臣宛に要望書を提出する。

平成11年10月9～11日

第12回全国健康福祉祭、ねんりんピック'99福井開催に於いて鍼灸マッサージ体験治療コーナーをメイン会場の福井健康の森ほか福井市・鯖江市・敦賀市・小浜市・芦原町の各会場にて実施、1047名の受療者数となる。12年3月1日付で福井県知事より感謝状を受ける。

(社)福井県鍼灸師会・(社)福井県鍼灸マッサージ師会・(社)全日本鍼灸学会福井地方会共催にて。



平成12年2月7日

県政功労者県知事表彰受賞 酒井俊夫氏

①平成12年4月2日

福井市に於いて福井市鍼灸マッサージ師会(昭和会)、福井鍼灸師会、福井市保険鍼灸マッサージ師会がすべて解散し、新しく福井市鍼灸マッサージ師会を設立。

初代会長 吉田隆一氏就任(会員61名)

平成12年4月12日

(社)福井県鍼灸マッサージ師会に於いて指定  
居宅介護支援事業者の申請をする。

平成12年4月12日

指定居宅介護支援事業者の指定を受ける。

事業所名を(社)福井県鍼灸マッサージ師会福井ケアプランセンターとする。

管理責任者 吉田隆一

ケアマネージャー

藤田正人・佐竹美香・山本一子

平成12年5月29日

(社)日本鍼灸師会50周年記念式典に於いて大臣表彰受賞(東京赤坂プリンスホテルにて)。

厚生大臣表彰 牧野雅照氏

労働大臣表彰 牧野雅興氏

平成12年6月24日

福井市鍼灸マッサージ師会設立式典並びに祝賀会を開催(かんぼの宿にて)。

来賓

酒井福井市長

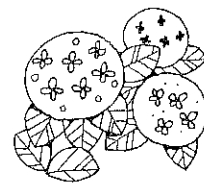
奈良福井市副市長

県議会議員 屋敷勇

市議会議員 中谷勝治

福井市社協 杉田恵美子並びに平重道

他多数出席される。



## 役員メッセージ

新しい酒は新しい革袋に

相談役 平野樹吉

戦後50年世界情勢の激変の波は否応無しに我が国にも及び、すべての面に変革を余儀なくされている。ささやか乍ら我が業をとりまく環境も、その例外ではない。今日までも色々な問題を経験して来たが、今後どうなるか不透明だといっても過言ではあるまい。当面避けて通れない問題は、現在WHOで提起されている代替医療の問題であり、我が国でも論議されているが、鍼灸マッサージ術も当然その範疇にはいるが、その位置づけがどうなるか我々が積極的に発言実行するのが当然である。次は介護保険の業としての取り組みであろう、これは緊急課題であり既に具体的に進行している。他の問題は繁雑をさけて割愛する。

この期に過去を捨てて新師会の創立は誠に時宜を得たものであり更なる発展を期待したい。

相談役 牧野雅興

“21世紀” 増々進む高齢社会の中で、医療制度が大きく変貌する事は確実です。

不況が医療経営をも直撃を受ける今日

医が仁術の先に経営を考え 福祉が仁愛の先に経営を考え 介護が人を思いやる先に経営を考える  
これが医療、福祉、介護の事業者として生きる為の本音であろう。

我々開業三療師の過去、未来の展望を現実として見る時、厚生省の福祉に手厚い気配りには感謝しますが、三療の職益を守る事も、拡大する事も、全く無視されています。

視力障害者の職益を守る為の19条で「あんま、マッサージ学校新設の規則」視力障害者は法の力で職益を守られると思った、しかし現実には理学療法士の学校新設によりPT、OT師が病院物療科の主流となり、一方厚生省の無認可の整体、カイロの養成学校が各地に於いて開設、修了者が誇大広告にて治療院の開設にあっても、何等の取締もしない厚生省、ましてや各県で法人認可の療術師会に所属、完全に資格を取得したと錯覚、病院勤務者までと聞く今日です。

いま一番大事な事は、鍼灸師、マッサージ師は同志です。一丸となり国民の節なる願いである、鍼灸マッサージの医療保険、介護保険のサービスメニューに活用されるべく、国民と共に運動の展開が必要です。

こんな時福井市業界4団体が一体化の合流で福井市鍼灸マッサージ師会が設立された事はこの上ない喜びです。

吉田隆一初代会長は福井市と福井市業界の伝統ある国民保険への取組を守りながら、日頃より行政より依頼される、治療ボランティアやサービス事業に積極的に取組み、高く評価されています。

又この度は全国に先駆け、鍼灸マッサージ師会として介護保険での居宅介護支援事業者の指定をうけた

事は、全国業界への活力源となることと思います。

自分たちの職益を業界一丸となり守り、拡大を實踐する福井市鍼灸マッサージ師会に心より感謝致します。

### 会 長 吉 田 隆 一

西暦2000年というこの記念すべき時に、福井市にあった60年～70年の歴史のある既存の会を解散し、ここに新たに福井市鍼灸マッサージ会として設立できたこと、誠に感激深いものがあります。

数年前から福井市にある業界の合併の話がささやかれてきました。昨年の6月10日に第一回目の福井市鍼灸マッサージ師各団体会議が開催され、団体の合併について話し合いが始まり協議を重ね、ここに福井市鍼灸マッサージ師会の設立に至りました。

ここ数年間は研究会を合同で開催したり、ボランティアにも共同で出席したり、親睦会など色々なことで共同歩調をとり今日に至ったわけであります。特に福井市で4年前から始まった鍼灸マッサージに対する高齢者助成制度が重要なきっかけになったような気がいたします。

今、日本の医療界はもちろん色々な業種で改革が進んでいます。いままで経験したことのない社会情勢の変化が進んでいる中、私たち鍼灸マッサージ師が将来どのような位置付けで人々の医療保健に携わっていけるか、会員が知恵を出し合い進んでいかなければなりません。

本年度4月より介護保険制度がスタートしました。老人保健と肩を並べる制度です。この介護保険に鍼灸マッサージ師がどのような形で参入することが出来るのか、まずは5月に福井県から居宅介護保険事業所の指定を頂き、福井市において福井ケアプランセンターを開設することが出来ました。皆様のおかげで全国的にも業界としては早いスタートを切ることができ、全国から注目を集めています。6年前から在宅療養者施術委員会を作り、在宅で療養生活を送っている方々に、鍼灸・マッサージ師を派遣し患者はもちろん介護者からも高い評価を得ています。今後、福井ケアプランセンターの事業に絡ませながら、市民の健康・福祉に貢献してゆきたいと考えています。

鍼灸マッサージ業界も色々な問題を解決していかなければならない時期にきています。政府が進めている規制緩和の問題で、鍼灸師の養成施設、柔道整復師の養成施設、日本中で乱立気味に開校しています。鍼灸マッサージ師が今後医療・福祉の中でどのような位置付けになるかは、会員一人一人の努力、業団の結束力が大きくかかわっていくと考えられます。

最後に、今後益々業界の発展を願い、市民の健康と福祉に寄与できる事を願っています。

### 副 会 長 味 寺 章

この業界に入って、早十数年がたちました。当初は会の名称が多く、違いが解るのに時間がかかった事を憶えています。皆さんも同じ経験をしたと思います。

新師会設立に当たっては、吉田会長の指導力と三師会の会長の努力によるものであり、本当御苦労さまでした。

さて、会の運営が円滑に行われる為には、会員各位の協力と自覚が是非とも必要です。特に種々のボランティア福祉活動、レクリエーション、新年会などの行事には、多くの会員の参加を希望致します。

会長や役員、来賓にとって、参加者が多い事ほど、励みになる事はないのです。皆さんよろしく願い致します。

### 副 会 長 朝 倉 邦 雄

私達の会が、2000年という年に結成されました事、大変嬉しく思います。

そして其の事を大切に、又、今日までの先輩達の教えのように、医学的研究はもとより、技術の向上並びに、会の資質を高めながら、健康増進や公衆衛生の普及に貢献して進み、行きましょう。

### 監 事 平 尾 昭 二

私は昭和会に入りまして、今年でちょうど41年目になります。今も昔も会の流れというものは変わっていないと思います。私が会長をしていた時、平成8年に福井市の70歳以上の老人に対する助成金制度が出来ました。私は会長をしていて、大きな成果だったと思います。

今年、4つの会が一本化になった事は大変嬉しく思います。今まではそれぞれの会が独自に陳情あるいは要求する事でも、バラバラにやっていたのですが、今後は4つの会が一本になって窓口を一つにして何事の問題に対しても、陳情するなり、交渉することは業界の今後の発展をより良くする上においても、いい事だと私は思います。

若い人で会に入っていない人も何人かおられますが、そういう人にもう一度呼びかけて、入会する事をすすめて、会に入ってもらいたいです。この会に入っても会の特典がないので会に入らないのかと私は思いますが、この助成金制度は大変にお年寄りの人からも喜ばれております。こういう助成金制度があるのだから、これをひとつ会に入っていない人にもPRして、今後入会する様にしていっていただくと私は思います。

それからボランティア活動の事についてですが、昔はボランティア活動があまりありませんでした。近年ボランティア活動を通じて、我々のハリ・灸・マッサージがたいへん宣伝されるようになりました。だいたい一般の市民からもハリ・灸・マッサージでこういうものにこういう効果があるのだ、西洋医学とは違いこういうところにもこういう効果があるのだというふうに、だいたい浸透して来た様に思います。

今後共、ボランティア活動は会員が皆で協力して、ますます盛んになっていく様にみんなで協力していきたいと思います。

### 監 事 大 山 口 加 津 恵

我々業界の長年の悲願でもありました一本化が（福井市だけではあります）実現致しました事は大変意義深いものがあります。



今後業界が益々一致団結のもと、後に続く開業者が一人でも多く育つことを、会員皆様共々願ひ頑張っ  
ていきたいと思っております。

### 総務 山下 義光

福井市鍼灸マッサージ師会が新しく発足されましたことを心よりお祝い申し上げます。

私が15年ほど前に当地で開業いたしました頃、この業界はいくつもの団体に分かれておりました。その当  
時、諸先輩先生方の言われるままにいくつもの団体に入会をし、どうしてこんなにたくさんあるのか不思議  
に思ったものでした。そのうちに業団の役職などをまかされるようになり、先輩先生方より昔のことな  
どを教えていただきその訳が少しずつわかるようになってきました。

近年になって、健康保険の一部負担金、福祉政策や助成金、本年より始まった介護保険等保険医療を取り  
巻く事情もずいぶんと変化してまいりました。これに対して数年前よりこのままの業界のあり方ではい  
けないと言う危機感が芽生えて参りました。各団体の役員、ひいては各先生方の気持ちの中にも同じ想い  
が起り、今回の一本化につながる原動力となったことと思っております。

70年以上もの長きに渡って続いてまいりました福井鍼灸師会も私が最後の会長ということになってしま  
いましたが、これも時代の流れに乗り遅れない為にもやむをえないことと思っております。これからは、福井市  
鍼灸マッサージ師会の活動をととして業界の発展に一層の努力をしてみたいと思っております。又、  
福井市がモデルケースとなり、県や全国の業界のあり方にも一石を投じることが出来ればさらなる鍼灸マッ  
サージ師の発展へとつながるものと期待しております。

最後に、今回の福井市鍼灸マッサージ師会発足のために紛糾された、吉田隆一会長はじめ各役員の方の先生  
方に感謝の意を表したいと思っております。ありがとうございました。

### 庶務 小嶋 博樹

初夏の季節になりこの様な盛大な式典を開催できましたことをお祝い申し上げます。市内業界が一丸と  
なり市民の健康や福祉に貢献させていただけるよう今後とも微力ではありますが御協力したいと考えてお  
ります。

私が開業して14年になりますが、開業いたしました昭和61年ごろはまだ右も左も分からず諸先輩方に御  
指導を頂き、ましてや業界のことに関わることになるとは考えもおよばないことでございまして、いま思  
えば無謀にもよく開業したものだと思います。

しかし、その無謀さが業界のことに関わることになっても性格はかわらないことから、我が任でもない  
のにいろいろな業界内の役職を拝命し先輩達をはらはらさせたのではないかなと思っております。

昔、人生50年と言いましたが、私は現在仕事は50年と考えており、我々の仕事は超高齢化社会を迎へ益々  
潜在的需要が高まって来るのではないかと考えています。輝かしい21世紀を迎へるためには、技術の練密  
衛生管理の徹底はもちろんのこと、行政や各種団体ともネットワークを組み、高齢者でも利用し易い環境

を作っていくことが業団の課せられた役目ではないかと思っておりますと共に、私の仕事は富士登山に例えるな  
らまだ3合目だと思っておりますが、前向きに登れば必ず頂上にたどり着けるものと思っております。今後とも関係各  
位の皆様には宜しく御指導御鞭撻の程、御願ひ申し上げます。

### 県師会担当庶務 久保 晴美

四つの伝統ある会が一つになり、今大きく前進しています。各会の行ってきたイベントを一括して行い、  
さらに新事業も加わる事となるでしょう。

とにかく前進あるのみ…業界発展の為、一人一人が力を合わせ新会を盛り上げましょう。

### 会計 永井 龍夫

中国の古い諺に、あるかないか知りませんが、「猫は家につき、犬は人につき、患者は先生につく」、と  
いいます。開業して今年で八年目に入り、始め三年間で三回程寝こみました。文字どおり患者がつかなかっ  
たのです。すべては原因があり結果があります。技術的にも、人間としても、未熟だったのです。いまだ  
に進歩がありません。「忘己利他」「もう懲りた」ではありません、「己を忘れ、他を利するは慈悲の極み  
なり」、精進、精進。吉田会長を始め、たくさんの諸先輩先生方に助言を頂き、今日寝こまずに済んでい  
る。お蔭様である。「我以外みな師なり」。

これから鍼灸マッサージの免許を取得して、この世界で生きて行こうとする若い人達に道しるべを、今  
回、又、新たな形で築き指導力を発揮して頂いた吉田会長と会員の皆様御苦勞様でした。

### 学術理事 大口 敏一

混迷を挺する現代社会、その中で生活し続ける人々は、心身共に病んでいると思っております。我々治療師は、  
人々と接します。我々治療師が、もっとも基本におかなければならない事は、真心と誠実さだと思っております。  
その真心と誠実さを具体的に表現する手段が、三療の技術そのものだと思います。

### 保険理事 森下 保勝

福井市鍼灸マッサージ師会の発足、おめでとう御座います。  
本会設立にあたり、歴史のある四つの会が姿を消しました。私は昭和会に籍を置いて十年足らずでした  
が、技術的な事から治療院の経営、人としての生き方まで教わった気がします。

昭和会は七十年の歴史を抱えて姿を消しました。これまで昭和会にご尽力下さった諸先生方、本当にご  
苦勞様でした。そして、有り難う御座いました。

さて、本会は二千年発足と大変よいスタートですが、社会情勢、経営情勢は困窮揺れ動いています。し

かし、福井市における鍼灸マッサージの総合団体として晴眼者と視覚障害者が協調し、友愛の精神で会員相互の融和を図り、この情勢を切り開けば先は煌々と射す光に満ちあふれています。

技術の向上発展を図り、鍼灸マッサージ師の水準を高めるとともに、福井市民の健康保持増進、公衆衛生、福祉に貢献する。更に、医療保険制度の中で鍼灸マッサージの保険取扱が困難な状態に置かれている現状を打開すべく各機関に働きかけ、保険推進運動の強化に努める事が必要かと思えます。

本年度から施行された公的介護保険に委託事業所として本会の参画が決まり暗闇から光が射し込んだそんな気さえます。

役員として、私の様な未熟者は何をやる事もできませんが、せめて皆さんの足手まといに成らないよう頑張りたいと思っています。

#### 助成金担当理事 岸 明 光

ここ十年余り、日本経済は低迷しており、日本人の心の中に目標観、人生観、成功観というものが薄れてしまった90年代であったと思われまます。

そしてこれからの2000年代は、それらの事を、新しい形へと回復していかねばならない新世紀の滑り出しとなってゆくことでしょう。

我々の業界でも、ここ福井市の各会員が望みあるゴールを目指し、同じ船に乗り込んだわけです。私達もこれから始まる新しい世紀をこの業界で生きてよかったといえる為に、会員すべてが力を出し合い協力を惜しまずに、広く地域社会に貢献できる業界を作りあげる為に全会員でガンバリましょう。

#### 渉外理事 岩 本 芳 亀

私達がかねてからの念願であった師会統一を実現して、福井市鍼灸マッサージ師会を立ち上げる事が出来ました。誠に喜ばしい事と思えます。これも各位の御理解と御努力の賜物と思えます。

今後は会長のもと、役員、会員の力を合わせ、市民の健康維持増進の為努力を重ね皆様からも認められる師会に、合わせて師会の発展の為努力していきたいと思えます。

私は渉外部門を受ける事になりましたが、職務の内容を十分に把握しておりません。どれだけの事が出来るか解りませんが、会長ならびに副会長の御仕事を御手伝いさせて頂き師会発展の一助となればと思っております。何卒今後とも皆様のご指導ご助言を賜りますよう節に御願ひ申し上げます。

微力ではありますが、師会の向上を目指していきたいと思えます。師会の発足にあたりご挨拶と御願ひと致します。

#### 「高嶺をめざして」

広報理事 伊 登 省 司

新しい会の発足を、心よりお慶び申し上げます。

この会が、会員の先生方に新たな成長の場を提供し、地域社会により高いサービスができるよう念願しております。

私も微力ながらお役に立てるよう努力する所存です。

先生方と共に限らない高嶺に登り、その素晴らしい眺望を楽しみたいと思えます。

#### 介護保険理事 佐 竹 美 香

介護保険下ではき師ができる事

いよいよ今年6月より福井市鍼灸マッサージ師会のケアプランセンターができる。介護部長としてまだまだ若輩であるが、今回の介護保険の隙間に入り込み、鍼灸あんまマッサージを必要に応じPRし、従来からの医療保険を利用して積極的にケアプランの中に入れていきたい。

効果が出れば、他の医療関係者又、介護周辺におられる方への何よりのPRとなる。一方、医療者としてのマナー、勉強不足であると、一気に信頼度UPどころか、信用がたおちになる危険性もある。

業界としては、各々治療の勉強はもちろんの事、在宅医療に関する事、他医療者との役割関係、医療者としてのマナーなどを今一度勉強会をして確認することも必要であろう。

慌てず、着実に堅実に、地域社会での我々の職務拡大と地位向上につながるよう頑張りたい。



# 福井市鍼灸マッサージ師会 会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は福井市鍼灸マッサージ師会（以下本会という）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は会長宅に置く。

但し、都合により役員会の決議により他に設置する事ができる。

(目 的)

- 第 3 条
1. 本会は鍼灸マッサージの学術及び技術の進歩発展、会員相互の親睦並びに市民の健康保持に寄与することを目的とする。
  2. 本会は国民健康保険及び其の他の各種保険（療養費）の取り扱いを行い、市民の保健衛生の向上を図ることを目的とする。
  3. 介護保険支援事業として、適正な保健サービス及び福祉サービスを提供し、鍼灸マッサージ師の職業倫理の昂揚及び社会的な地位の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 鍼灸マッサージの学術研究及び技術研修に関する講習会等を行う。
2. 会員相互の親睦を図るためにレクレーションを行う。
3. 国民健康保険及びその他の保険の取り扱いと指導。
4. 保険取り扱いに必要な調査、研究、宣伝。
5. 居宅介護保険事業
6. その他目的達成に必要な事項。

## 第 2 章 会 員

第 5 条 本会の入会及び退会について。

1. 本会に入会希望者は入会申込書と関係書類を添え、会長宛提出すること。
2. 本会の会員は、本会の主旨目的に賛同し加入条件に合致した者であること。
3. 転居または止むを得ざる事情にて退会するときは、速やかにその旨会長に書面をもって申しでること。

第 6 条 本会の会員は次の条件を備えた者でなくてはならない。

1. あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 1 条規定による免許を受けている者。

2. 原則として福井市内に施術所を有する者。

3. (社)福井県鍼灸師会、(社)福井県鍼灸マッサージ師会、福井県マッサージ師会のいずれかに入会していること。

4. 保険取扱に関する事務に支障亡き者。

5. 保険を取扱う者は本会の開催する講習会、研究会に出席しなければならない。

6. 会員は定められた会費を期日までに納入しなければならない。

第 7 条 資格喪失、解任について。

1. 資格喪失 会員が下記に該当するときは役員会の決議を経て除名することができる。

但し当該会員は理事会に出席し弁明することが出来る。

(1) 退会 会費を 1 年以上滞納した場合。

(2) 除名 会則に違反し又は会の名誉を損なうべき非行があった場合。

2. 解 任 役員に役員としてふさわしくない行為があった時は総会の決議により解任することが出来る。

## 第 3 章 役 員

第 8 条 本会には次の役員及び理事を置く。

役 員		理 事	
1. 顧問、相談役	若干名	1. 広 報	1 名
2. 会 長	1 名	2. 渉 外	1 名
3. 副 会 長	2 名	3. 学 術	1 名
4. 監 事	2 名	4. 助成金担当	1 名
5. 総 務	1 名	5. 保険部長	1 名
6. 庶 務	2 名	6. 介護保険担当	1 名
7. 会 計	1 名		

第 9 条 役員選出

1. 会長、副会長、及び監事は総会において選出する。
2. 総務、庶務、会計、理事は、会長副会長が合議の上推薦し総会の承認を得て選出する。
3. 相談役は本会の功労者より、顧問は本会に関係ある学識経験を有する者を、総会の承認を得て推薦する。
4. 理事は支部長を兼任する。

第 10 条 役員任期は 2 年とし、再選を妨げない。

第 11 条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。(県師会師会長も兼ねる)
2. 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。

3. 監事は、本会の業務及び会計の監査を行う。
4. 総務は、会長、副会長の補佐をする。
5. 庶務は、本会の事務を総括する。
6. 会計は、本会の会計事務を処理する。

第 12 条 役員の欠員に際しては速やかに補充し、補充された役員は前任者の残任期間とする。

## 第 4 章 会 議

第 13 条 会議は総会、役員会、理事会、研究会とする。

1. 総会は定期総会と臨時総会とし、全会員をもって構成する。
2. 役員会は会長が召集し、役員をもって構成する。
3. 理事会は会長が召集し、役員、理事をもって構成する。
4. 研究会は学術研究及び技術研修等の講習会を行う。

第 14 条 総会には全会員の出席を求め、議決は出席者の過半数を以って成立する。

第 15 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

## 第 5 章 経 理

第 16 条 本会の経理は一般会計と基金特別会計の二種とする。

1. 一般会計は会費、保険業務収入、その他の収入をもってまかなう。
2. 基金特別会計は入会金を積立てる。

この基金はやむを得ない時には、役員会又は総会の承認を得て支出することが出来る。

第 17 条 本会の会員は下記の会費を納入しなければならない。

1. 入会金及び会費は内規をもって別に定める。
2. 保険取扱の手数料は内規をもって別に定める。
3. 会費を1ケ年以上納入しない時は退会した者とみなす。

第 18 条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第 19 条 納入された入会金及び会費は返還しない。

第 20 条 本会則に定める以外に必要な事項は内規をもって定める。

## 第 6 章 内 規

第 21 条 1. 重要事項又は緊急事項については、役員会において処理後総会の承認を求める。

2. 入会金 20,000円

3. 会費 年会費 7,000円 保険取扱者（同意書）別途 10,000円

4. 慶及び弔事に関しては、会員及び役員はその旨を速やかに会長に報告しなければならない。慶及び弔の報告を受けた会長は、速やかに関係各団体と協議の上善処しなければならない。

5. 慶は会員に、弔は会員及び生計を共にする家族。

6. 一ヶ月以上病気療養の為休業したる時は見舞金を贈る。

7. 本会会員が病気その他の理由で退会し、再度入会を希望する場合は、退会中の会費として一ケ年分の会費を納入すること。

## 保 険 取 扱 細 則

1. 本会に入会を希望する者は所定の入会申込書並びに必要な関係書類（履歴書、免許証写、開設届写、開設所の見取図）を添えて会長に申し出る。

2. 会長は、入会希望者より提出された書類を速やかに点検し役員会に計り入会の可否を決定し本人に通知する。

3. 通達を受けた希望者は本会の定めた入会金と一ケ年分の会費を添えて会計に提出する。

4. 入会金並びに会費納入の通知を受けた会長は速やかに関係官庁及び団体に其の旨を申請又は通知する。

5. 入会に関する諸手続きが完了し会員としての資格を得た旨を希望者に伝達すると共に必要関係書類を渡し保険取扱に遺憾のない様指導する。

6. 入会を許可された会員は会則に依る指導講習を受け、保険取扱に遺憾なきよう注意すると共に会則を厳守しなければならない。

7. 保険取扱に関する手数料は支給金額の5%とする。

8. 一ケ年以上の病気療養の為休業したる時、又は一ケ年間保険取扱の提出がなかった場合は、本人の申出により会費を減免することが出来る。

